

佐渡市附属機関等の会議の公開に関する要綱 運用方針

(趣旨)

第1条 この告示は、附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の会議の公開に関する基本方針を定め、市政に対する市民参加を促進するとともに、開かれた行政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- ・ 附属機関等は、市の施策の意思形成において重要な役割を担っており、会議を公開することにより、市政に対する市民参加を促進するとともに、開かれた行政の推進が図られます。本告示により、会議の公開について具体的な運用方法を定めます。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置された機関をいう。
- (2) 懇談会等 要綱等の定めるところにより、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市が開催する懇談会、懇話会等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 本市職員のみを構成員としているもの
 - イ 関係機関との連絡調整を主たる活動内容として開催されているもの
 - ウ イベント等を実施するために開催されているもの
 - エ その他この告示の対象とすることが不適当なもの

- ・ この告示での公開対象となる会議について、定義しています。

(公開の基準)

第3条 附属機関等の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされているとき。
- (2) 佐渡市情報公開条例（平成16年佐渡市条例第12号）第7条に定める公開しない情報（以下「非公開事項」という。）について審議等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ適正な議事運営に著しい支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないと認められるとき。

- ・ 会議については、原則公開としますが、一方で、個人、法人の権利利益や公共の利益等も適切に保護すべきです。佐渡市情報公開条例では、開示しないことに合理的な利益がある情報を非公開情報として、第7条で規定しています。附属機関等の会議においても、情報の内容による公開又は非公開の判断基準として、佐渡市情報公開条例第7条を準用します。
- ・ また、会議の公開については、傍聴者等が会議出席者のように発言する機会を提供するものではなく、あくまでも、審議の状況を知る機会を提供するものです。公正かつ適正な審議が確保されなければ、附属機関等の本来の目的が達成されないおそれがあります。そのために、第3号を規定しています。例として、会議開催の阻止や審議への介入など物理的な障害が予測される場合等が考えられます。

(公開又は非公開の決定)

第4条 附属機関等は、前条の規定に基づき会議の公開又は非公開を決定し、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合には、その理由を明らかにするものとする。

- ・ 附属機関等は、独立性を持たせるため、会議の公開又は非公開の判断は、当該附属機関等が行うものとします。

- ・ 会議の公開又は非公開の決定は、この告示の施行後に開催される最初の会議で今後の会議すべてについて一括して決定するものとします。ただし、すべてを公開することが適切でないと判断される場合や審議の途中で非公開情報を含む案件が生じた場合等は、当該附属機関等の判断により、一部の会議のみ非公開とすることや、会議の一部のみ非公開とすることも可能とします。
- ・ なお、会議の透明性の確保の観点から、会議を公開しないと決定した場合は、公開できない理由を明らかにしなければなりません。

（会議の公開等）

第5条 附属機関等の会議の公開は、傍聴により行うこととし、その方法については、次に定めるところによる。

- (1) 公開する会議においての傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議を行う場所に傍聴席を設けること。
- (2) 当日傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴を認めること。ただし、附属機関等が必要と認めるときは、抽選によりこれを決定することができる。
- (3) 傍聴者に対し、会議資料（非公開事項が記録されている部分を除く。）を提供すること。ただし、附属機関等が必要と認めるときは、当該会議資料の全部又は一部を閲覧に供することにより行うことができる。
- (4) 会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定め、会議の秩序の維持に努めること。

- ・ 会議の公開については、審議の過程を容易に知ることができるよう、会議の傍聴を認めることにより、行います。
- ・ 傍聴については、当日の先着順により認めることを原則としますが、特別な事情がある場合等は、抽選により決定することも可能とします。
- ・ 審議の状況を知る機会の提供という観点から、会議資料の提供又は閲覧について、規定しています。
- ・ 傍聴者が審議に影響を及ぼし、附属機関等の本来の目的達成に支障を来さないよう、当該附属機関等で作成した傍聴に係る遵守事項を会場に

掲示する等、会場の秩序維持に努めてください。

（会議開催の周知）

第6条 附属機関等は、会議の開催に当たっては、公開又は非公開の別にかかわらず、当該会議開催日のおおむね1週間前までに、次に掲げる事項を市ホームページ等により市民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開又は非公開の区分
- (6) 全部又は一部を非公開とするときは、その理由
- (7) 傍聴の定員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- ・ 会議開催の周知については、会議の公開が実質的なものとするために、広く、時期を失しないように行う必要があります。周知については、毎回の会議について、おおむね1週間前までにホームページ等で周知することとします。

（会議録の作成）

第7条 附属機関等は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録を作成し、会議資料と併せて、当該附属機関等を所管する課等での閲覧に供するとともに、市ホームページへの掲載その他の方法により、公開するものとする。

- 2 附属機関等は、会議の全部又は一部を非公開とした場合であっても、非公開情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議録及び会議資料を公開するよう努めるものとする。

- ・ 会議の公開の有無にかかわらず、会議等の意思決定過程を記録するものとして、会議録を作成することとします。

- ・ 非公開とした会議であっても、非公開情報に該当するものを除き、会議録等を公開するように努めてください。

3 会議録には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 会議の公開又は非公開の区分
- (5) 全部又は一部を非公開とした場合にあってはその理由
- (6) 出席者
- (7) 会議資料
- (8) 会議の概要（発言の要旨）
- (9) 傍聴人の数
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 会議録は、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員等全員の承認を受けることにより、確定するものとする。

- ・ 会議録に掲載する事項は、第3項のとおりです。詳細（発言者の個人名の掲載の有無等）については、各附属機関等において、判断することとします。発言の全てを掲載することについても、運用上可能とします。
- ・ 会議録については、例外を除き、概要を記したものとなるため、内容の確定に当たっては、出席した委員等全員の承認を受けてください。

（開催状況等の報告及び公表）

第8条 附属機関等の所管課長等は、次に掲げる事項を取りまとめ、翌年度の4月末までに、当該年度の開催状況を総務課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 総務課長は、毎年 1 回、前項の規定による報告の結果をとりまとめ、これを公表するものとする。

- ・ 会議の公開状況については、総務課において取りまとめの上、公開することとしますので、各所管課等は会議の開催状況を報告してください。